

○舞鶴市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律の施行に関する
規則

令和5年3月31日

農委規則第1号

舞鶴市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和5年条例第2号)に定めるもののほか、舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則(令和5年規則第12号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(舞鶴市農業委員会の所管に係る舞鶴市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 舞鶴市農業委員会の所管に係る舞鶴市個人情報保護条例施行規則(平成17年農業委員会規則第1号)は、廃止する。